令和5年度「地域居場所・サロンづくり支援事業」に係る助成の対象について (例)

東淀川区社会福祉協議会

◆ 助成の対象は概ね次に記載のとおり

- (1) 広報・啓発に関すること
 - ・取組み活動の周知及び啓発などに必要な費用(周知・啓発用チラシ・ポスター・冊子 作成費など)
- (2) 運営に関すること
 - ・会場使用にかかる賃借料(家賃等の固定費は不可)
 - ・事業の運営に必要なパソコンやプリンターなどの購入費(登録者名簿の管理、チラシ の作成、事業管理に資することを目的とすること)
- (3) 居場所づくりに必要な備品・消耗品などの購入費
 - ・机、椅子、パーテーション、電化製品(調理器具等)、保管庫などの備品
 - ・事務用品、日用品、学習教材、食材、工作材料、食器などの消耗品
 - ・装飾品、看板など雰囲気づくりのための物品

◆対象とならない助成及び留意点は次のとおり

- (注1)上記の(1)~(3)の内容であっても、必ずしも助成の対象とはなりません。本 会から内容確認の連絡をさせていただくことがあります。
- (注2)電話代や家賃、人件費などの運営経費や自らの責任において負担すべき経費(スタッフの飲食代など)は対象としません。
- (注3) 月額料のようなランニングコストが発生する物品 (コピー機やパソコンのリース料など) そのものについては対象としません。